

件名	愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例
主管課	保健福祉課
根拠法令等	
<p><b>【制定の概要】</b>  <b>社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を原資とする基金の設置</b></p> <p>1 <b>設置</b>  <b>社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー設備の整備の促進を図る</b>ために要する経費の財源に充てるため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を設置する。</p> <p>2 <b>積立て</b>  一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 <b>管理</b>  現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 <b>運用益金の処理</b>  収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 <b>処分</b>  目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 <b>繰替運用</b>  財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日（平成 24 年 3 月 31 日限り失効。ただし、精算について、条例の規定は、同年 12 月 31 日までの間で精算が完了する日まで効力を有する。）
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>1 <b>事業実施主体</b> 県、中核市</p> <p>2 <b>事業実施期間</b> 平成 21～23 年度（3 年間）</p> <p>3 <b>事業内容</b>  (1) 耐震化整備事業  地震防災上倒壊等の危険性のある建物について改築、増改築、修繕により耐震化を図る。  (2) スプリンクラー設備整備事業  延べ面積 275 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満の施設及び延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の平屋建の施設について、スプリンクラー設備を整備する。</p> <p>4 <b>基金繰入額見込み</b>  20 億 7,000 万円</p> <p>5 <b>基金の残額の処分</b>  基金は平成 24 年 3 月 31 日限りで廃止し、残高があるときは同年 12 月 31 日までに国庫に納付</p>	